

社会福祉法人菊池園 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人菊池園（以下「当法人」という）定款第八条および第二十一条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等について定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対して、職務の対価として報酬を支給する。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬を支給しない。

2 この法人の全理事の報酬総額は、年間 1,080,000 円以内とする。

3 この法人の全監事の報酬総額は、年間 240,000 円以内とする。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第4条 役員等が理事会及び評議員会に出席した場合には、別表1により報酬を支給する。

(役員等の業務報酬)

第5条 役員等が理事会及び評議員会以外の日において、法人業務及び法人が実施する事業の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬を支給する。

(出張旅費)

第6条 役員等が法人業務のために出張する場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第7条 役員等に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人業務を行った都度、現金にて支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規定は、平成30年6月23日に改正し平成30年6月23日より施行する。

この規定は、令和3年6月25日に改正し令和3年6月25日より施行する。

別表1 (理事会及び評議員会への出席報酬)

	報酬 (税別)
理事会への出席	12,000円
評議員会への出席	12,000円

別表2 (役員等の業務報酬)

	報酬 (税別)
理事長の業務報酬等	12,000円
理事の業務報酬等	12,000円
監事の業務報酬等	12,000円
評議員の業務報酬等	12,000円

別表3 (役員等の出張旅費)

旅 費	宿泊費	報酬 (1日)	その他の費用
実 費	実 費	5,000円	実 費